

問い合わせ  
市民生活部生活課  
(庁舎1階)  
☎43・0503

環境省による「平成26年度一般廃棄物処理実態調査」で、兵庫県41市町(29市12町)における1人1日当たりのごみ量が発表されました。その中で加東市は、4年連続で、家庭ごみ排出量の一番少ないまちとなりました。(グラフ①のとおり)

この結果は、市民のみならずお一人おひとりが「ごみを減らし、ごみを出さない」という高い意識で、日頃から分別の徹底、生ごみの水切り、マイバッグの活用などの身近なエコ活動を中心とした、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組まれた成果です。

また、事業所ごみの排出量については、昨年の順位の19位から16位に順位を上げています。これからも引き続きごみの減量・分別の啓発を行います。事業所ごみの減量に努めていきます。

家庭ごみと事業所ごみを合わせた「ごみ全体」の排出量にたいしているごみの減量ときちんとした分別で支えられています。今後、より環境にやさしく、住みよいため市民、事業者、市が一体となって、ごみ減量・再資源化に取り組んでいきます。

**4年連続 県内最少を達成しました!**

1人1日あたりのごみ排出量の少なさでも県内第2位になりました!

ごみ処理経費の少なさでも県内第2位になりました!

このごみ排出量の少なさは、ごみ処理経費にもよい影響を与えています。市民1人あたりにかかる年間のごみ処理経費は、全国平均15,162円に対し加東市は6,927円と半分以下で、ごみ処理経費の少なさでも県内では第2位となっております。これは、市民のみならず日ごろから心がけていただいているごみの減量ときちんとした分別で支えられています。

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)のお知らせ

『一億総活躍社会』の実現に向け、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低所得の高齢者を対象に、国から給付金が支給されます。

**支給対象者** 昭和27年4月1日以前に生まれた方のうち、次の①～④をすべて満たす方

- ①平成27年1月1日において、加東市に住民票がある方
- ②平成27年度の市民税が課税されていない方
- ③平成27年度の市民税が課税されている方に扶養されていない方
- ④生活保護制度の被保護者でない方

**支給額** 対象者1人につき3万円

**申請方法** 申請手続きのご案内とともにお届けしている返信用封筒で、市役所へ郵送してください。  
※申請手続きのご案内は、4月下旬に対象となる方へ郵送します。

**申請期限** 7月1日(金)

**給付金の支給時期**

5月から支給開始予定  
※支給の決定後にお届けする通知書で、振込日等をご確認ください。

**申請・問い合わせ**

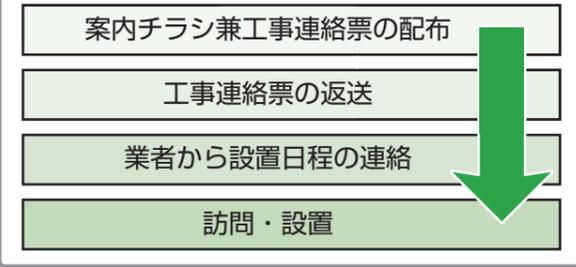
福祉部高齢介護課(庁舎1階)

☎43-0575

## 防災行政無線 戸別受信機 4月から社地域全域で設置を始めます

1月から、社地域の一部の地区でのみ、防災行政無線戸別受信機の設置工事を進めていましたが、4月からは、社地域全域で設置を進めます。  
※案内チラシ兼工事連絡票をお持ちでない方は、防災課までお問い合わせください。

### 設置への流れ



ハガキになっています。切り取って投かんしてください。

### 設置を始めている地区

社地域全域(社1区、社2区、社3区、社4区、社5区、ひろのが丘、藤田南、嬉野台団地、大学山国、山国、松尾、出水、田中、鳥居、貝原、野村、西垂水、窪田、家原、上中、上中団地、梶原、梶原団地、喜田、佐保、沢部、沢部団地、福吉、上田、大門、西古瀬、中古瀬、東古瀬、屋度、東実、畑、廻淵、池之内、湖翠苑、上久米、下久米、久米、上三草、サンコーポラス三草、下三草、木梨、藤田、山口、馬瀬、牧野、吉馬、やしろ台、上鴨川、下鴨川、平木)

※緑色で表記した地区のみみなさんへの工事連絡票は、広報かとう1月号の配布とともに、既にお届けしています。  
黒字で表記した地区のみみなさんへの工事連絡票は、この広報とともにお届けします。

### 上記地区以外への設置予定

滝野地域：7月頃～9月頃 東条地域：10月頃～12月頃

設置費用や受信機の使用料を請求することは一切ありません。不審に思われることがあれば、すぐに防災課までご連絡ください。



各世帯に設置する戸別受信機

問い合わせ 協働部防災課(庁舎4階) ☎43-0402

## 11 今月のマイナンバー情報

### マイナンバー(個人番号)カードの受取方法

マイナンバーカードは、申請方法によって受け取り方が違います。

○郵便・インターネット・スマートフォンにより、個人で申請された方

市役所からハガキで『個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書』が届きます。記載事項をよく読んで、指定する期日までに市民課窓口へお越しください。

○地区説明会の会場で申請された方

『本人限定受取郵便』という、申請者本人のみが受け取れる特殊な郵便で、マイナンバーカードが本人に直接届けられます。

個人番号カードは、今後『マイナンバーカード』と呼ぶことが決まりました。

### マイナンバーカード(個人番号カード)申請後、市外へ転出される方へ

マイナンバーカードを申請中の方が、受け取られるまでに市外へ転出される場合は、次の住所地へ転入後に、あらためてマイナンバーカードの交付申請をしていただく必要があります。

市外へ転出される方・市内で住所を変更される方のうち、既にマイナンバーカードを持っておられる方は、住所変更の手続きの際、必ずカードをご持参ください。



問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390